

飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月30日

飯塚市長 武井政一

飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、QRコード決済及びバーコード決済(以下、「コード決済」という。)を導入する市内事業者を支援することを目的として、予算の範囲内で飯塚市コード決済推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コード決済 スマートフォンや決済端末を活用したQRコード決済及びバーコード決済をいう。
- (2) 決済端末 コード決済に必要な読み取り、決済処理、精算処理、入出金管理等で使用する機器又はシステム
- (3) マルチ決済端末 決済端末の機能に加えクレジットカード、交通系ICなど複数の決済に対応可能な機器又はシステム
- (4) 法人 国内で事業を営む法人格を有する法人又は組合

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で現に事業を営む法人又は個人事業主で、市内に事業所を有するもの
- (2) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)のうち小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の業種に該当し、来客型の施設又は店舗で事業を営むもの
- (3) 令和6年4月1日以降に初めてコード決済を導入したもの、または令和6年度地域活性化応援券取扱店舗となったもの
- (4) 補助金に係る施設又は店舗において、コード決済を継続的に使用する意思があるもの

(5) 飯塚市キャッシュレス決済推進事業費補助金交付要綱(令和3年飯塚市告示第251号)、飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱(令和4年飯塚市告示第282号)又は飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱(令和5年飯塚市告示第134号)に基づく補助金の交付を受けていない者。ただし、令和6年度地域活性化応援券カード取扱店舗で、第4条に規定する期間に、キャッシュレス決済事業者から令和6年度地域活性化応援券事業に利用できるマルチ決済端末を購入する場合を除く。

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっているもの

(3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任しているもの

イ 暴力団員が実質的に運営しているもの

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているもの

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費に相当する額(当該費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。ただし、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市コード決済推進事業費補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所所在地を記載した書類
- (2) 補助対象経費の明細、支払済を証明する書類及び決済端末等の写真
- (3) コード決済を導入したことを証明する書類
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第7条 補助金の申請期間は、令和6年5月1日から令和7年1月31日までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の申請があったときは、交付の可否を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの告示に違反したとき。

(補則)

第10条 補助金の申請等に必要な様式は、市長が別に定める。

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	<p>コード決済の導入に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none">・決済端末又はマルチ決済端末(ただし、第3条第1項第5号のただし書きの規定により補助金の交付対象者とする場合の備品購入費の対象は、マルチ決済端末のみとする。)・その他、決済端末の付属・関連機器 <p>(2)工事費</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット接続工事費等
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・国又は県の補助を受けるもの・リース料及びレンタル料・割賦支払によるもの・コード決済導入に伴う登録料、基本使用料、保守経費、運営経費に要する経費、支払いに係る振込手数料等